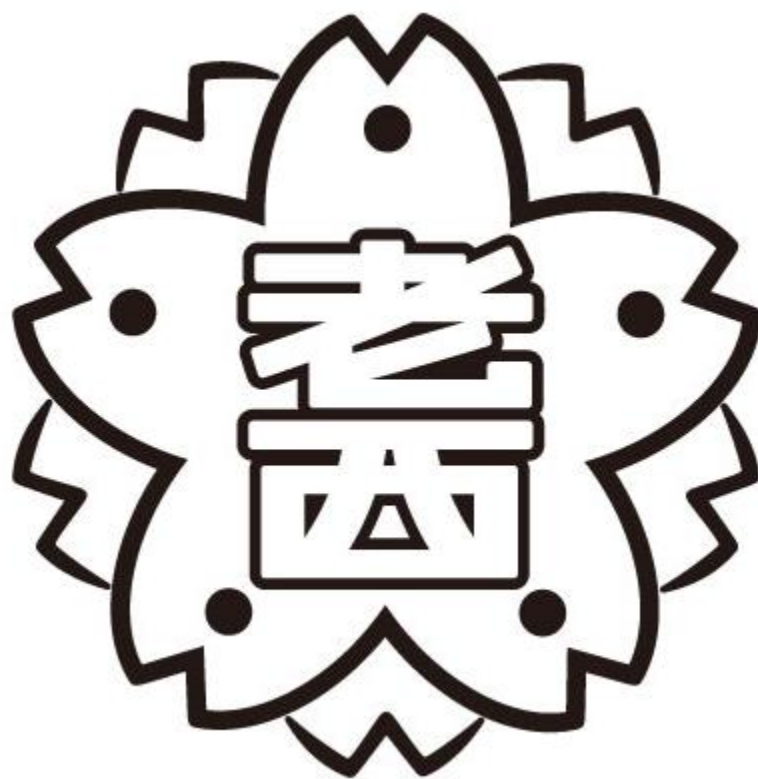


# いじめ防止基本方針



平成29年4月1日

**草津市立老上西小学校**

## 目次

1. はじめに	1
2. いじめの定義	1
3. いじめの禁止	2
4. いじめ防止等のための組織	2
◎ 組織体制	2
5. 学校全体としての取組	3
学校の基本姿勢	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭及び地域との連携	3
《家庭との連携》	4
《地域との連携》	4
(5) 関係機関との連携	4
6. 重大事態への対処	4
(1) 重大事態の意味について	4
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	5
7. 基本方針の見直し	5
8. いじめ防止等に向けての年間計画	6

# 草津市立老上西小学校 いじめ防止基本方針

2017年（平成29年） 4月1日策定

## 1.はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪うものであり、その心と身体の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、さらには、その生命や身体に重大な危険を生じさせることすらあります。

老上西小学校のいじめ防止基本方針は、いじめの問題において、どんな場合にあって、子どもの尊厳が失われることのないよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等の対策を総合的・効果的に推進するために定めるものです。

- ・いじめの問題はすべての子どもにかかわるものであり、どの子どもも安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組めるようにしなければなりません。いじめは、学校の内か外かに関係なくどのような状況にあってても行われてはなりません。
- ・いじめが、いじめられた子どもの心と身体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、すべての子どもが十分に理解できるようにしなければなりません。すべての子どもがいじめを行わず、また、いじめが行われていることを知りながら傍観したり、放置したりすることがないようにしていかなければなりません。
- ・いじめの問題への対応は、学校の重要な課題の一つです。その解決のためには、学校が一丸となって組織的に対応していかなければなりません。また、学校だけでなく、家庭・地域住民その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携して問題の克服をめざさなければなりません。

## 2.いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」を次のように定義しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

### 3.いじめの禁止

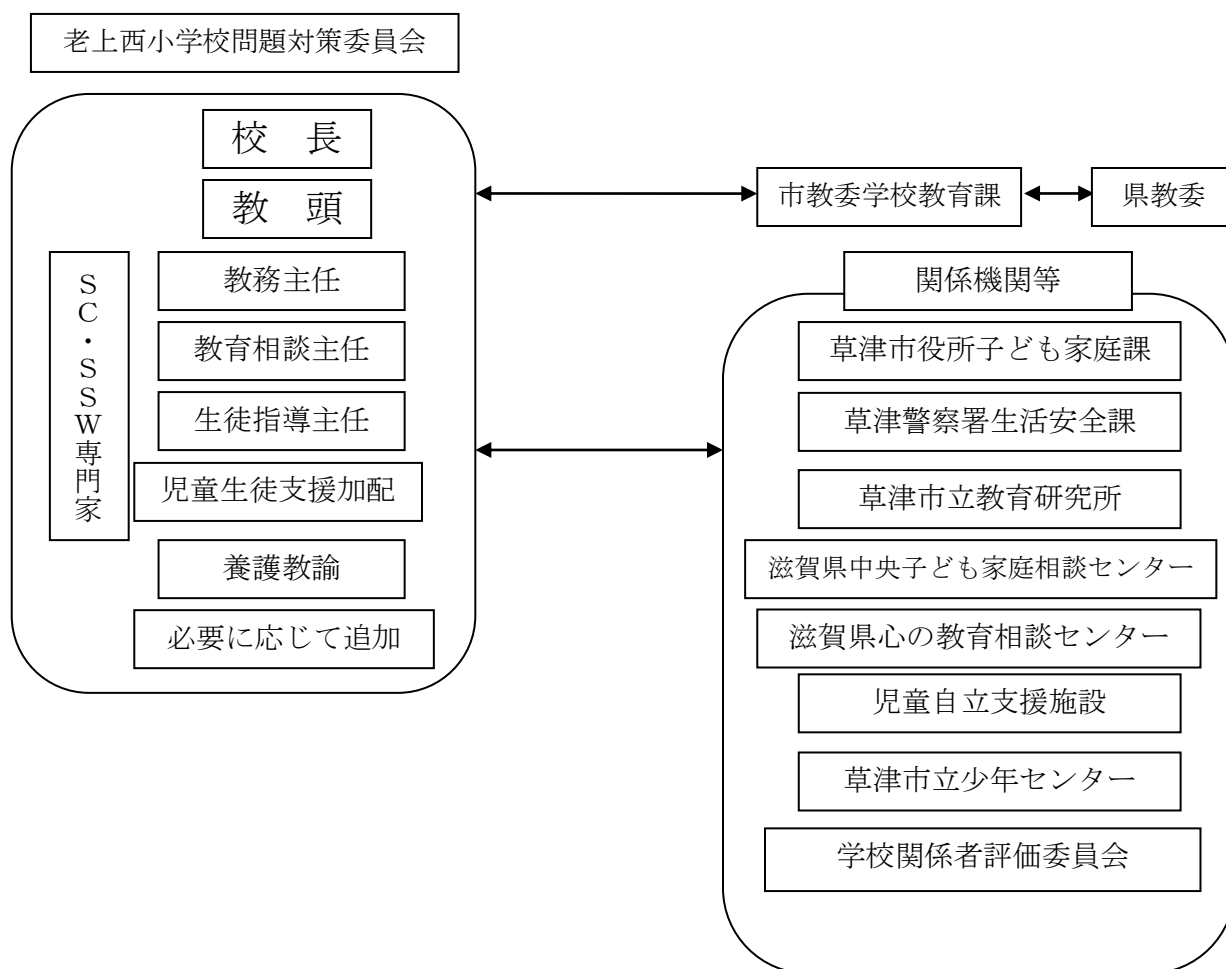
子どもであっても大人であっても、人は、どんなことがあってもいじめを行ってはなりません。子ども、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、すぐに周りにいる教職員や保護者、地域の大人に相談をするよう指導します。

### 4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた子どもの立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、子どもや周辺の状態等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」により行います。

老上西小学校に、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための組織を設置します。その組織体制は、以下の組織図によります。この組織は、いじめ防止等にかかわり、学校内で中心的な役割を果たします。

#### ◎ 組織体制



## 5.学校全体としての取組

### 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとしたいじめの問題に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市の「いじめ問題対応マニュアル」をもとに、いじめの防止、早期発見・対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、すべての教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

#### (1) いじめの防止

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、日々の活動のなかで一人ひとりをしっかりを見取れるよう取組を進めます。

- ① 子どもの豊かな情操と道徳心を培います。
- ② 子どもがあらゆる活動のなかで、自己有用感や自己存在感が持てる取組を進めます。
- ③ 道徳教育および体験活動の充実等、教育活動の推進を図ります。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの問題に迅速に対応するために、すべての大人が連携して、子どもの変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたるようにします。

- ① いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や教育相談を実施します。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して子どもを見守っていきます。

#### (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめられた子どもを守ることを第一に考え、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保して事情を聞き取り、さらにいじめたとされる子どもに対して事情を確認したうえで適切に指導します。

- ① 学校としての組織的対応を行います。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図ります。

#### (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と家庭、地域との連携を進めます。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

## 《家庭との連携》

学校と保護者とが一体となった取組を行うために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信を積極的に行います。また、家庭においても保護者に留意してもらえるように保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を進めます。さらに、家庭での子どもの様子をうかがいながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。

- ① 学校と保護者とが情報を適切に共有できるようにします。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進めます。
- ③ PTAの活動で「いじめの未然防止」等の研修会の充実を図ります。

## 《地域との連携》

学校関係者評価委員会等において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては、様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取り組みます。

また、地域の学校関係者等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへのかかわりを深めてもらえるようにします。

- ① 学校関係者評価委員会等への働きかけを進めます。
- ② 地域に対していじめの防止等について周知を図ります。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進します。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。いじめのなかで、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害にあった子どもの意向への配慮も踏まえたうえで、早期に、警察に相談・通報のうえ、連携した対応をとります。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図ります。
- ② 児童に対し、学校以外の相談窓口の周知を図ります。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ります。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥った場合を指します。

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
  - 子どもが自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など

② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたることにします。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実確認を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、次のような事実関係を速やかに調査します。

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

また、調査においては、事実にしかりと向き合い、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組みます。

## 7. 基本方針の見直し

学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルに則り随時基本方針を見直し、より実効性のあるものとしていきます。

※この「いじめ防止基本方針」での「子ども」とは、老上西小学校に在籍する児童または就学前や義務教育段階の教育施設に在籍する児童等のことを言います。ただし、「いじめの定義」では根拠と法令に基づき「児童」という言い方をしています。

## 8. いじめ防止等に向けての年間計画

### 平成29年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(草津市立老上西小学校)

月	教職員・子どもの取組や活動	P T A ・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 生徒指導年間計画作成・提案・共通理解 <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA同和教育推進委員会
5月	<input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA同推委員総会 △PTA総会 △PTA同和教育推進委員会
6月	●いじめアンケート実施 ■●教育相談週間 ■●人権同和教育参観懇談会 <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA同和教育役員研修会 ◇民生児童委員懇談会 △PTA同和教育推進委員会
7月	<input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA地区懇事前研修会 △PTA同和教育推進委員会
8月		
9月	○人権作品募集・掲示 <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA地区懇事前研修会 △PTA同和教育推進委員会
10月	●いじめアンケート実施 <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	▲PTA同和教育地区別懇談会 △PTA同和教育推進委員会
11月	■●教育相談週間 <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	▲PTA同和教育講演会 △PTA同和教育推進委員会
12月	■●人権週間 ■●老西なかよし集会(人権集会) <input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA同和教育推進委員会
1月	<input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	△PTA同和教育推進委員会
2月	<input type="checkbox"/> 生徒指導推進委員会 <input type="checkbox"/> 校内同和教育全体研修会	◇民生児童委員懇談会
3月		
年間を通して	<input type="checkbox"/> 学校問題対策委員会 ■●じんけんの日 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> ケース会議	◇あいさつ運動 △老上っ子を守る会 △同推だよりの発行

□：教職員の取組や活動 ○：子どもの取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)